

建築基準法の見直しに関する検討会のとりまとめ等の公表について (記者発表資料抜粋)

平成22年12月17日
国土交通省
住宅局建築指導課

国土交通省は、建築基準法に基づく制度のあり方について検討を進めるため、深尾精一首都大学東京教授を座長とする「建築基準法の見直しに関する検討会」を設置し、検討を進めてきたところですが、今般、検討結果がとりまとめられましたので、公表いたします。

なお、とりまとめの中で検討するよう求められている確認審査に要する期間の実績の開示については、構造計算適合性判定を要する物件に係る同期間の本年9月分及び10月分の実績をとりまとめましたので、あわせて公表いたします。

1. 建築基準法の見直しに関する検討会とりまとめについて

とりまとめの概要及び本文は別添1及び別添2のとおりです。また、建築基準法の見直しに関する検討会の開催経緯及び委員名簿は別添3のとおりです。

(別添1) 建築基準法の見直しに関する検討会とりまとめの概要

(別添2) 建築基準法の見直しに関する検討会とりまとめ
～三つの検討課題に係る当面の見直し方向等～

(別添3) 建築基準法の見直しに関する検討会の開催経緯及び委員名簿

建築基準法の見直しに関する検討会とりまとめの概要

		制度見直しを求める意見	左記見直し方向に対する意見
構造計算適合性判定制度のあり方について	構造計算適合性判定制度の対象範囲について	<ul style="list-style-type: none"> 一定の資格者の関与等一定の条件に該当する場合に不要（またはサンプル調査）とすること 比較的容易な構造計算による場合は不要とすること 	<ul style="list-style-type: none"> 第三者確認の制度趣旨やエンドユーザー保護の観点等から見直すべきでない 審査側に要求される審査能力を踏まえ、対象範囲を見直す必要性を議論すべき
	構造計算適合性判定制度の実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 適判機関が同一案件の建築確認及び構造計算適合性判定をワンストップで処理できるようにすべき 	<ul style="list-style-type: none"> ワンストップ化による審査期間短縮効果は小さく、異なる組織によるダブルチェックを堅持すべき 第三者性・必要な審査能力が確保される体制整備・役割分担等を前提とすべき
	その他の意見	<p>【結論】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各構造計算ルート of 審査の難易度に対応して対象外とできる範囲等を技術的検討を行う委員会を設置して精査する ○当該技術的検討結果を踏まえ、透明性の確保に配慮しつつ制度見直しを検討する 	
建築確認審査の法定期間について	<ul style="list-style-type: none"> 適判対象案件についても上限を 70 日→35 日とすべき 	<ul style="list-style-type: none"> 最大限延長可能な期間を変える必要はない 運用改善後の実態が明らかとなった段階で検討すべき 	
		<p>【結論】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運用改善後の実態等を踏まえ法定期間の短縮について検討する ○審査側・申請者側の対応期間の内訳を含め、確認審査に要する期間の実態を開示することを検討すべき 	
厳罰化について	<ul style="list-style-type: none"> 性善説に立ち設計側に対するチェックを緩和するのであれば信頼を裏切った者は、より厳罰に処すべき 	<ul style="list-style-type: none"> 罰則は十分強化されている 業務停止等行政処分による制裁強化で対応すべき 事前チェック機能や資格者の資質確保強化の方が有効 	
		<p>【結論】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○罰則の引上げの是非は他制度の水準を考慮しつつ、行政処分による制裁強化を通じた不正発生防止と併せて検討すべき 	
その他の主な指摘について (制度的検討が不十分のため、引き続き検討が必要)	<ul style="list-style-type: none"> ・中間検査を全建築物に義務付ける等工事監理、中間検査・完了検査を徹底すべき ・既存不適格建築物の増改築等に係る構造規定の緩和措置対象を拡大すべき ・大臣認定手続きに関し制度改善等により迅速化を図るべき ・建築設備設計に関し資格制度を見直すべき ・建築基準法の技術基準を見直すべき ・建築士事務所に関する仕組みを見直すべき <p style="text-align: right;">等</p>		

(別添 2)

建築基準法の見直しに関する検討会とりまとめ ～三つの検討課題に係る当面の見直し方向等～

1 はじめに

今回の検討会には、構造計算適合性判定制度、建築確認審査の法定期間、厳罰化のあり方という三つの検討課題が与えられており、それらを中心に意見交換を進めてきた。検討の過程で、これら三つの検討課題の他にも、現在の建築基準法および関連法令に関する意見が多数述べられたため、本とりまとめ案は、三つの課題を中心に検討結果をまとめたが、それ以外の課題に関する意見および討議についても記述した。

2 三つの課題に係る当面の見直し方向等

与えられた三つの課題については、かなりの時間をかけて検討を進め、多くの意見が出されたが、それらを要約すると、次のようになる。

(1) 構造計算適合性判定制度のあり方について

① 構造計算適合性判定制度の対象範囲について

構造計算適合性判定制度の対象範囲については、見直す必要はないという慎重意見が複数の委員より提起される一方で、

- ・構造設計一級建築士が関与した場合に不要とすること
- ・自ら完成後の建築物を使用する予定の建築主が同意する場合に不要とすること
- ・一定の条件を満たす場合に不要とする代わりにサンプル調査を実施すること
- ・対象とならない建築物の規模等の範囲を拡大すること
- ・比較的容易な構造計算による場合は不要とすること

など、多様な見直し提案がなされた。

このうち、設計者側において構造設計一級建築士が関与したことをもって不要とすることについては、第三者の目から設計行為に不適合な点がないかを確認する制度の趣旨からして合理的でないとの指摘や、構造設計一級建築士が関与した場合でも構造耐力不足の確認申請図書等が実態として存在しているとの指摘がなされた。

また、自ら完成後の建築物を使用する予定の建築主が同意する場合に不要とすることについては、自己所有であっても転売、賃貸等により第三者が使用することや周囲への影響を考慮する必要があることなどの指摘がなされた。このように規制の適用を建物の所有・使用形態により区分する提案に関しては、建築物の構造、設備等に関する最低基準を定めている現行の建築基準法のあり方まで遡っての検討が本来必要であると考えられる。

サンプル調査とすることについては、前提として大方問題がない実態があるべきで、そのような現状にないのではないかとの指摘がなされた。

対象とする建築物の規模等の範囲に関する見直しについては、エンドユーザーに安全な建物が提供されるよう、慎重に検討すべきとの意見や、構造計算ルートの設定や構造計算適合性判定の適用に係る建築物の高さ等を含む規模の区分について議論が必要との指摘があった。

比較的容易な構造計算による場合は構造計算適合性判定を不要とすることについては、もともと構造計算適合性判定制度が建築主事等の人員・技術力等に限界がある中で高度な構造計算について計算過程等の詳細な審査を行うことが困難であることから導入されたという主旨に鑑み、審査側に要求される審査能力を踏まえて対象範囲を見直す必要性を議論すべきであるとの指摘がなされた。

このため、行政庁における審査実態に関するヒアリング調査を急遽実施したところ、高度な構造計算ルート（限界耐力計算、保有水平耐力計算（ルート3）、柱よりも梁の降伏が先行することを確認する許容応力度等計算（ルート2-3））については審査が難しい場合が多く、それ以外の構造計算ルートの場合には不整形な建物等工学的判断を要する建築物について、行政庁によっては審査が難しいことが判明した。

さらに、構造計算適合性判定の対象となる構造計算ルートを避ける結果として、柱・壁が多い不経済な設計が増えていることが指摘されており、このような弊害を低減するためにも、実務者を交えた技術的検討を行う体制を早急に整備し、高度な審査能力を要しない場合等、建築主事等において審査が可能であるため構造計算適合性判定を不要とすることが可能な範囲について精査することが求められた。

以上を踏まえ、構造計算適合性判定の適用範囲に関し、各構造計算ルートの審査の難易度に対応して対象外とすることが可能な範囲等について精査を行うため、早急に技術的検討を行う委員会を設置し、当該委員会における検討結果を踏まえ、制度見直しを検討する必要があると考えられる。なお、技術的検討結果を踏まえた制度見直しに際しては、透明性の確保に配慮すべきである。

② 構造計算適合性判定制度の実施方法について

指定構造計算適合性判定機関が自ら引き受けた建築確認に係る構造計算適合性判定を行うことができるようにする所謂ワンストップ化については、推進すべきとの意見が提起される一方で、ワンストップ化による審査期間短縮効果は小さいとの指摘や、異なる組織によるダブルチェックを堅持すべきとの指摘がなされた。また、都道府県においては、建築確認と構造計算適合性判定の両方を行うことができることとされていることに鑑みれば、第三者性が確保されるような機関内での体制・実施方法や、必要な審査能力を有する人員・体制整備、審査上の役割分担の明確化等を条件に、ワンストップ化をできるようにしても良いのではないかと意見も出された。

このため、建築確認と構造計算適合性判定の審査のワンストップ化導入の是非に関しては、求められる人員・体制等の課題を精査した上で、所要の第三者性・

審査能力の確保可能性等について検証した上で判断することが望ましいと考えられる。

また、関連して、建築確認、住宅性能評価、住宅瑕疵担保責任保険の手続きのワンストップ化を図るべきとの提案や、構造計算適合性判定機関が一つしか指定されていないために審査期間が長期化することのないよう、複数機関の指定を促すべきとの指摘もなされた。

③ 構造計算適合性判定制度に関するその他の意見について

構造計算適合性判定制度に関してはこの他に

- ・エキスパンションジョイントで接続された複数の部分で構成される建築物に関し、構造的に分離された部分ごとに制度の適用対象か否かを判断すること
- ・構造計算の大臣認定プログラム制度を廃止すること
- ・伝統的構法による木造建築物は限界耐力計算による必要があるため構造計算適合性判定制度の対象となってしまう一方で、そもそも限界耐力計算に対する審査が困難と回答する行政庁が多いなど様々な問題があり、対応を図る必要があるなどの提案がなされた。

このうち、第一点目に関しては賛同する旨の意見が多数の委員から提起された。構造計算適合性判定に関しては、エキスパンションジョイントで接続された複数の部分から構成される建築物の取扱いの見直しも検討する必要があると考えられる。

第二点目に関してはプログラムは必要ないとする意見が多く出されたが、制度を存続させることによる実質的な問題点は必ずしも明らかではなかった。

また、第三点目の伝統的構法に関しては、既に「伝統的構法の設計法作成及び性能検証実験」検討委員会において実大振動台実験や簡易設計法等について検討が進められており、同委員会における検討成果を踏まえ、必要な措置を検討すべきである。

(2) 建築確認審査の法定期間について

建築主事が行う建築確認審査に適用される法定期間については、構造計算適合性判定を要するものについても上限を 35 日とすべきであるなどの意見が複数の委員より提起される一方で、昭和 25 年の法制定時に比べ設計の複雑化が進んでいる状況や諸外国に比べ設計審査期間が短いという実態について指摘がなされた。また、最大限延長可能な期間の規定をそもそも変える必要はないのではないかとの意見も出された。

また、法定期間については審査の実態を踏まえる必要があり、平成 22 年 6 月 1 日に施行された運用改善後の実態が明らかとなった段階で検討すべきとの指摘も複数の委員よりなされた。

さらに、審査の迅速化に向けては設計図書の精度向上等設計者側の努力・資質向

上が必要であることや、建築確認審査の実態調査における設計者側からの報告では審査期間が長い案件に建築主事が扱う物件が多いなど、行政庁によっては審査体制の整備が課題であることが指摘されるとともに、法定期間の見直しよりも各機関に目標の設定や実績を開示させることの方が迅速化を促すこととなり効果的との指摘があった。

したがって、建築確認審査の法定期間の短縮については、平成 22 年 6 月の運用改善後の実態等を踏まえ検討するとともに、審査の迅速化に向けては設計者側の継続的な研鑽や審査側における迅速化に向けた取組みが促されるよう、確認審査に係る審査側の審査期間及び申請者側の作業期間の内訳を含め、確認審査に要する期間の実績を開示する仕組みの導入等を検討すべきである。

(3) 厳罰化について

厳罰化については、性善説に立ち設計側に対するチェックを緩和するのであれば信頼を裏切った者は、より厳罰に処すべきとの意見が提起される一方で、罰則は十分強化されているとの慎重意見や、刑事罰の強化よりも業務停止等の行政処分による制裁強化により対応すべきとの指摘が複数の委員よりなされた。

また、事後の罰則では被害者の救済に直結しないとの指摘や、効果的な行政処分による制裁があることを前提に、事前チェック機能や資格者の資質を確保する仕組みを強化することが不正防止につながり有効ではないかとの指摘もあった。

罰則（法定刑）の引き上げの是非に関しては、他制度における罰則の水準を考慮して検討する必要があるとあり、併せて、効果的な行政処分による制裁強化を通じた不正の発生防止について検討する必要があると考えられる。この場合、設計段階のみならず、施工段階も含めた、より効果的な違反防止策について検討すべきである。

(4) その他の課題について

三つの課題以外についても、関連する課題に関し意見交換が行われたが、今回は建築基準法に関する三課題を中心に検討されたため、これらの関連課題については時間等による制約もあり、必ずしも十分な制度的検討等がなされていない。したがって、引き続き検討が必要と考えられる。

関連課題に関し提起された意見の概要は以下の通りである。

① 工事監理・中間検査・完了検査に関する意見

工事監理・中間検査・完了検査を徹底する仕組みの構築が重要であるとの指摘が多く委員からなされた。特に中間検査については、全建築物に義務付けるべきとの指摘や、地域の実情を踏まえた特定行政庁による特定工程の指定を促進すべきとの指摘や、特定行政庁毎に指定する特定工程を同一都道府県内なるべく統一すべきではないかとの指摘がなされた。

この他、中間・完了検査前にまとめて計画変更を行う等工事中の計画変更手続きを柔軟化すべきとの指摘もなされた。

② 既存不適格建築物の増改築等に関する意見

既存不適格建築物の増改築等については、既存部分の延べ面積の1/2を超える増改築についても構造規定の緩和措置の対象とすることなどを求める意見が多くの委員から出された。

また、平成19年に施行された法改正により既存不適格となってしまった新耐震基準施行以降の建築物の増改築が制約されてしまっていることが特に問題であるとの指摘もなされた。

一方で、現行の構造規定に対して既存不適格となる建築物がどの程度まで残ることを許容するのかについて社会的コンセンサスの形成がそもそも必要であるとの指摘や、緩和措置対象となる計画が構造計算適合性判定の対象とならないことは問題であるとの指摘がなされた。

さらに、増改築等が既存建築物に及ぼす影響や維持管理状態に応じた遡及適用の緩和など、優良な建築ストックが有効活用できる仕組みづくりが必要との提案もなされた。

③ 大臣認定に関する意見

平成19年施行の法改正以降、大臣認定の適用の厳格化等を図った結果として、認定件数が大幅に増大し、国土交通省側の処理能力の問題もあり、結果として当初の認定及びその後の計画変更に係る手続き期間が長期に渡っていることは問題であり、複数仕様に係る認定や軽微な変更に係る取扱いの合理化等の改善を図る必要がある旨が提起された。さらに、認定物件の改修等の際の取扱いについても合理化を図る必要性が提起された。大臣認定手続きの迅速化・簡素化・柔軟化は新技術の開発・活用の円滑化を図る上でも意義が大きいことから、制度改善等、手続きの迅速化に向け必要な措置を講じるべきであるとの指摘が多くの委員からなされた。

一方で、新技術の開発・活用の円滑化に向け、旧第38条の規定に基づく大臣認定と同様の技術認定制度の創設や民間機関の一層の活用等、建築技術の進歩を推進する仕組の整備を求める意見も提起された。

④ 設備設計に関する意見

設備設計に関し業務実態と資格制度とが乖離しているとの見解に基づき、

- 設備設計一級建築士制度において、建築設備士を活用すべき
 - 建築設備士に設計・工事監理に係る一定の業務権限を付与すべき
- などの提案がなされた。

⑤ その他の意見

上記の意見に加え、以下のような意見も提起された。

- 混構造建築物の構造計算方法を含め、建築基準法の技術基準を見直すべき
- 単体規定と集団規定との取扱いを区分すべき
- 4号建築物の構造等審査省略特例を廃止すべき
- 良質な建築物整備に向けた民間の取組みを国がルールとして積極的に取り込む(endorseする)べき

- 建築確認のみなし規定の見直し等、審査側の役割分担及び責任のあり方を検証すべき
- 構造設計一級建築士制度は廃止すべき
- 設備設計一級建築士制度は廃止すべき
- 建築士・建築士事務所について関係団体による自律的監督体制を整備すべき
- 建築士事務所法を制定すべき

3 おわりに

本検討会においては平成 22 年 3 月 8 日以来、11 回にわたり、構造計算適合性判定制度、建築確認審査の法定期間、厳罰化のあり方を中心に議論を行い、これらの検討課題に関し今後検討を行う際に考慮すべき事項等を上記の通りとりまとめた。

国土交通省には、本報告を踏まえ、技術基準検討体制の整備や制度見直しの検討などに早急に取り組むことを強く求める。

なお、建築基準法の現状が現在の建築設計や施工のあり方に適合しておらず、建築基準法を抜本的に見直すべきとの意見や、建築設計技術の進歩を促進させる法規制のあり方や、既存の建築ストックの有効活用・地球環境問題対応が社会的要請となっている中での建築物の品質に関するコントロールのあり方など、建築物の質の確保を推進していく仕組みのあり方を検討する必要があるとの意見もある。また、建築に携わっている方々からは、現在の建築基準法が望ましい形にはなっていないとする声が聞かれる。

しかし、法規制にはその継続性が求められており、現実に日々の建築設計や施工が現在の建築基準法をはじめとする法体系に基づいて行われているため、建築基準法の抜本的見直しは多くの困難を伴うことも事実である。

このような状況のもと、安全な建築物が造られるために、建築物の構造等に関する最低基準を定めている建築基準法を、さらによりよいものへ抜本的に見直すためには、どのような障壁があるのか、どのような形で検討を進めるべきか、時代の変化に合わせて今後どのような形に見直していくのか、少なくともそのロードマップを早急に策定することが必要である。また、その際には、建築関係者のみならず、多くの英知を集めて策定すべきである。

(別添3)

建築基準法の見直しに関する検討会の開催経緯及び委員名簿

○建築基準法の見直しに関する検討会の開催経緯

日時	回
3月8日(月) 18:00-20:00	第1回
4月1日(木) 14:00-17:00	第2回
4月15日(木) 17:00-20:00	第3回
4月26日(月) 10:00-13:00	第4回
5月26日(水) 17:00-19:00	第5回
6月11日(金) 10:00-12:00	第6回

日時	回
6月16日(水) 17:00-19:00	第7回
6月30日(水) 17:00-19:00	第8回
8月5日(木) 17:00-19:00	第9回
9月13日(月) 18:00-20:00	第10回
10月19日(火) 18:00-20:00	第11回

○建築基準法の見直しに関する検討会委員名簿

※ 五十音順。敬称略。

- 秋山 一美 (社) 住宅生産団体連合会建築規制合理化委員会委員長
浅田 行則 大阪府住宅まちづくり部建築指導室審査指導課長
岡和田喜久雄 (株) 都市居住評価センター構造適合性判定事業部構造適合性判定部長
尾島 勲 (社) 日本設備設計事務所協会 会長
木原 碩美 (社) 日本建築構造技術者協会 会長
来海 忠男 (株) プランテック総合計画事務所 代表取締役所長
久保 哲夫 東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 教授
桑原 耕司 建築基準法再改正を実現する会 代表
齋藤 拓生 弁護士・日弁連消費者問題委員会土地住宅部会幹事
櫻井 敬子 学習院大学法学部 教授
重田 尚宏 全国建設労働組合総連合東京都連合会東京土建一般労働組合渋谷支部住まい建築
の設計者連絡会 会長
鈴木 祥之 立命館大学 立命館グローバル・イノベーション研究機構 教授
角 秀洋 (社) 日本損害保険協会業務部会委員
高野 雅司 日本ERI(株)確認検査本部顧問
谷合 周三 弁護士・欠陥住宅関東ネット事務局長
東條 隆郎 (社) 日本建築家協会 副会長
乗松 昭一郎 福岡県建築都市部建築指導課長
橋爪 啓文 パナソニック(株)本社施設管財グループチームリーダー
○深尾 精一 首都大学東京 都市環境学部都市環境学科 教授
細澤 治 (社) 建築業協会生産委員会設計部会構造分科会委員
牧村 功 (社) 建築設備技術者協会 企画・広報委員長
三栖 邦博 (社) 日本建築士事務所協会連合会 会長
峰政 克義 (社) 日本建築士会連合会 副会長
山本 利徳 旭化成エンジニアリング(株)エンジニアリングセンター土木建築部長
脇出 一郎 横浜市建築局指導部建築企画課長

○：座長

馬淵大臣会見要旨

2010年12月17日(金) 11:06 ~ 11:36

国土交通省会見室
馬淵澄夫 大臣

私から冒頭に4点ございますので、皆様にお伝えいたします。
まず、戦略的オープンスカイ交渉の開始についてであります。(略)
それから2点目で、これも航空関係であります。ビジネスジェットの利用促進についてでございます。(略)
3点目ですが、不動産投資市場戦略会議における報告書の取りまとめについての御説明です。(略)
それから、4点目です。建築基準法の見直しに関する検討会の取りまとめについてであります。

10月19日までに計11回の検討会を開催していただきました。深尾座長を始め、委員の皆様方に大変熱心な御議論をしていただきまして、建築確認審査手続の迅速化、制度の見直しなど、考慮すべき事項を挙げていただいたわけであります。最終的に、座長の調整によって、検討会としての取りまとめが今般行われたということでもあります。この取りまとめに従いまして、今後進めてまいりたいということではありますが、建築基準法の見直しに対して積極的な御意見、あるいは安全性を考慮して慎重な御意見と、両論が示されました。

運用改善ということをやっております。その一方で、両論に分かれるといった状況があるということ、また今後も、建築基準法のみならず、建築関連法規全体ということを考えなければならぬということの中で、我々としては手続の迅速化、あるいは簡素化というものについては、必要だということは認識しつつ、今後、運用改善の強化というものに取り組んでいくべきではないかということで、私の方からは事務方に指示をしてきたところであります。そこで年度内には運用改善についての追加策の内容をまとめて、来年夏頃には実施・施行できるように措置をしてまいりたいというふうに考えております。

そうしますと、建築基準法の改正ということについてなのですが、今申し上げたように、意見が大きく分かれるところであります。私はかねてより、建築基準法、最低基準の見直しということで法改正をやっても十分ではない、このように考えておりました。持論であります建築基本法の制定、これに踏み出すということで、方針を大きく前に進めるというふうに御理解を頂けたらと思います。建築基本法の制定、そしてそれに伴う建築基準法、あるいは建築土法、建築関連法規の抜本的見直しについて、今後、我々としては検討を行うということで、この基本法制定を前提においた検討会というものも設置をしてみたいと考えております。したがって、この法律の提出ということにつきましては、今申し上げたように抜本的な建築関連法規、すなわち建築基本法の制定を前提においた見直しを行うということで、ある意味、私としては前進をさせていくという方向に踏み出したいと思っております。建築基本法の在り方に関しましては、様々な観点がございます。十分な時間を掛けて検討していくということが必要だと思っております。

また、詳細につきましては、事務方の方にお聞きを頂きたいと思っております。この建築基準法の見直しに関する検討会の取りまとめ並びに建築基準法の取扱い、そして建築基本法の制定に向けての取組ということで、私からの報告とさせていただきます。

以上です。

質疑応答

(問)今お話しいただいた中で、最後の建築基本法の関係ですが、十分な議論をということですが、大体のめどとしては来年1年間議論をした上で、再来年の通常国会というのが視野にあるのでしょうか。

(答)基本法というのは理念を含めた正に基本的な法律になりますので、基本法の及ぶ枠組み、影響含めて議論が始まります。どの程度の大規模な、各省にまたがるような法案なのかということも含めての議論になりますので、私はどこか一定の期限を区切るというよりも、まずは広く議論をしていただく場を作るということで、その検討会の設置ということの指示を出して準備をしております。

(略)

(問)建築基本法のことなのですが、改めて建築基本法がなぜ必要なのか。こういったことを定めたいのか大臣の御見解を教えてください。

(答)私がかねてより申し上げてきたことではあるのですが、野党時代も含めて、建築関連法規の

基準法、建築士法を始め、戦後、住宅が焼け野原状態から、まずは量の確保、そして量の確保から質への展開という中で、もちろん法律は様々な改正が重ねられてきました。

その中で必要とされる法律の手当てもなされてきたということではあるかと思いますが、この最低基準をというところからスタートした法律の中で果たして本当に建築そのものの全体を網羅する法律体系になっているのかということについては私自身疑問に思っておりました。

建築基本法がどこまで及ぶかということについてはこれからの議論ですが、それこそ個別規定、集団規定まで及ぶと都市計画法にまで関わってくるということで本当に幅広な議論になります。

まずは議論をスタートさせていただきたいということで、国土交通省として本格的に取り組むのは初めてだと私は認識しておりますので、その意味では基本法というものをそもそも法体系としてどういう位置付けにおくのかということについては私自身疑問に思っておりました。

その上で建築基準法。建築基準法の中で技術的なところまで法律で定めていくということに対しては限界があると思いますので、ここも見直さなければいけないと思います。

特に今回、建築基準法の在り方について検討会議におきまして議論をしていただいた。

本当に両論併記せざるを得ないぐらい正反対の意見が出てくるわけです。

つまり、現場はそれぞれの立場で主張し合っていると。

ならばもう一度、今の建築基準法の中でこのことをいくら突き詰めていっても、最終的には結論は得られなくなってしまうかねないということで、もう一度、抜本的な法体系の見直しからやらなければいけないと思っております。

一つは関係する団体がそれぞれの立場でものを言っておられるというのがありますし、何もそのこと自体が全て問題だとは申し上げませんが、そういったところからも建築業界全体、改めて見直す良い機会になるのではないかと考えています。

大変大きな目標ではありますが、住宅局の皆さんにも、私は、皆さんが更に頭を抱えるようなことになるかもしれないなどお話ししたところ、いや、そんなことはない。これを機に、戦後の建築関連法規の体系を抜本的に見直すという、大きな政治主導の機会だということで前向きに取り組んでいた決意を頂きましたので、私は是非これを機に進めていきたいと思っております。